

那須岳の入山規制区域への立入りに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那須岳火山防災協議会が定める「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画」に基づき実施する入山規制について、入山規制が行われている区域（以下「入山規制区域」という。）に調査、研究、火山観測設備の維持管理等のため、立ち入る際に必要となる事項を定めるものとする。

(立入り条件)

第2条 次のいずれかに該当する場合は、入山規制区域への立ち入りを認める。

- (1) 気象庁等の火山観測設備の維持管理
- (2) 火山調査研究推進本部の方針に基づいて防災科学技術研究所に設置された機動的な調査観測・解析グループおよび気象庁が実施する臨時的な火山観測（以下「機動観測」という。）
- (3) 国または県が実施する防災上必要な立入り
- (4) その他市町村長が必要と認める場合

(立入りの届出)

第3条 前条の規定に基づき入山規制区域へ立ち入ろうとする場合は、「那須岳の入山規制区域への臨時的な立入届」（様式第1号）を立ち入ろうとする30日前（土曜・日曜・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日・自治体が規定する閉庁日を除く）までに入山する主な区域となる市町村長にメールにより提出するものとする。ただし、急を要する火山観測設備の維持管理や機動観測等についてはこの限りでない。

(立入りに伴う情報提供等)

第4条 第3条の届出を受けた市町村長は、別紙1に掲げる関係機関等に届出内容を提供するものとする。

(届出に対する調整)

第5条 第4条により情報提供を受けた関係機関等は、届出の内容を確認し、必要な調整や意見等がある場合は、届出を受けた市町村長宛に「入山規制区域への立入りに対する意見書」（様式第2号）を提出するものとする。届出を受けた市町村長は、関係機関等から提出された意見等を届出者へ通知する。届出者は市町村長より通知された意見等に対し、必要な調整等を行うものとする。

(立入り中止および下山報告)

第6条 第5条の関係機関等からの意見等に対し、必要な調整が行えない場合は立

入りを中止し、届出を提出した市町村へ中止の連絡をするものとする。また、天候等により自ら中止とする場合または立入りが完了した際は、届出を提出した市町村長にその旨連絡をするものとする。連絡が休日となる場合も想定し、連絡方法はあらかじめ市町村長と調整を行う事とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、入山規制区域への立入りに関し、必要な事項は、那須岳火山防災協議会で定める。

附則

この要領は、令和8年7月30日から施行する。